

入札説明書

平成29年度から平成32年度までの特定廃棄物
埋立処分事業に係る環境モニタリング調査・検討業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

福島地方環境事務所

はじめに

本業務の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、その他の法令及び入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

平成 29 年 10 月 3 日（火）

2 契約担当官等

支出負担行為担当官

福島地方環境事務所長 土居 健太郎

3 業務概要

- (1) 件 名 平成 29 年度から平成 32 年度までの特定廃棄物埋立処分事業に係る環境モニタリング調査・検討業務
- (2) 履行場所 福島県双葉郡富岡町、双葉郡檜葉町 地内
- (3) 履行内容 仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から平成 33 年 3 月 31 日（水）まで
- (5) 入札方法

本業務は、業務計画等に関する技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

ア 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金 免除

(7) 契約保証金 免除

4 競争参加資格

- (1) 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時までに「A」又は「B」等級に格付され、「東北地域」の競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（前項の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「提案書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、環境省から指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (6) 配置予定管理技術者の要件
- ア 配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格要件を満たす者を配置できること。
- ① 国又は地方自治体の地下水中放射能濃度、大気中放射能濃度又は空間線量率を連続モニタリングする業務において経験を有する者。
 - ② 技術士（建設部門（選択科目を「建設環境」とする者に限る。）、環境部門（「自然環境保全」を除く。）、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目は前記3部門と同一とする者に限る。））
 - ③ 環境計量士（「濃度関係」又は「騒音・振動関係」）
- イ 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (7) 入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 担当部局

〒960-8031 福島県福島市栄町11-25 AXCビル6階

福島地方環境事務所 経理課 契約第二係 斎藤・熊谷

TEL : 024-573-7386 FAX : 024-573-0217

※ 入札説明書又は設計図書が修正された場合は、修正後の資料を福島地方環境事務所ホームページに掲載するものとする。

6 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書（入札心得に定める様式第6号。）を提出すること。
- ア 提出期限 平成29年10月11日（水）12時まで

イ 提出場所 5に示す担当部局

ウ 提出方法

持参（平日の9時～17時（12時～13時を除く。）、以下同じ。）、FAX、又は郵送（提出期限に必着するものとし、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出するものとする。ただし、福島地方環境事務所が指定するアドレス（FUKUSHIMA-SAISEI@env.go.jp）宛てに電子メールで質問事項の送付を依頼する場合がある。

エ 提出部数 1部

(2) (1)の質問に対する回答は、平成29年10月18日（水）までに、下記の福島地方環境事務所ホームページにて掲載する。

福島地方環境事務所ホームページ>「調達情報」

<http://fukushima.env.go.jp/procure/index.html>

7 競争参加資格の確認等

(1) 提出期限 平成29年10月25日（水）12時まで

(2) 提出場所 5に示す担当部局

(3) 提出方法

持参又は郵送。電子入札方式による入札参加者は、下記提出物を持参又は郵送する他に、申請書（別記様式の様式1）のみを、電子調達システム（GEPS）により提出するものとする。なお、FAX又は電子メールによるものは受け付けない。

(4) 提出部数 資格審査結果通知書の写し 2部

申請書及び提案書等（別記様式） 15部（正2部、副13部）

なお、提出する申請書及び提案書等15部のうち、副13部については提案者が特定できないよう、提案者の社名等を黒く塗りつぶす等の措置を講ずること。

(5) 技術提案に関する要件として、競争参加資格確認申請者は、業務を実施するにあたって、以下の視点から創意工夫を発揮し、各提案を行うものとする。

ア 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

イ 本業務における留意点に対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、以下の留意点を踏まえた技術提案を行うものとする。

本業務における留意点	本業務における正確なモニタリングの実施 ① モニタリング結果の評価手法について ② 日常の精度管理手法について
------------	---

(6) 申請書及び提案書等は、次に従い作成すること。申請書及び提案書等の様式は、別記様式の様式1～8（A4版）に示されるとおりである。

なお、同種及び類似業務とは次のことをいう。

ア 同種業務：国、都道府県、市町村発注による環境モニタリング業務

イ 類似業務：国、都道府県、市町村発注以外による環境モニタリング業務

記載事項	内容に関する留意事項
競争参加資格確認申請書 (様式1)	—
業務の実施方針(様式2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施体制図は別途添付すること。 ・ ISO/IEC17025 の取得状況を確認できる書類の写しを添付すること。 ・ 外部精度管理調査又は類似の試験等への参加状況を確認できる書類の写しを添付すること。 ・ A4判2枚以内に記載する。 ・ 文字サイズについては10.5ポイント、文字色は黒とし、装飾文字を使用しないこと。
技術提案(様式3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7(5)イに示した、本業務における留意点に対し、具体的に記載すること。 ・ A4判1枚以内に記載する。 ・ 文字サイズについては10.5ポイント、文字色は黒とし、装飾文字を使用しないこと。
業務拠点(様式4)	業務予定拠点(配置予定担当技術者が恒常的に常駐し分析等業務を行うところ。)を記載する。
地域配慮(様式4)	福島県内に本社、支社又は営業所を有しているか記載する。
配置予定技術者の業務実施体制(様式5)	本業務に従事予定の配置予定管理技術者及び担当技術者の人数を記載する。
恒常的雇用関係(様式6)	恒常的雇用関係に関する要件の確認資料として記載すること。
配置予定管理技術者の経歴等 (様式6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者について、4(7)アに示す資格及び業務経歴について記載する。 ・ 業務経歴については、平成18年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する件数は最大2件とする。 ・ 保有資格の資格証の写しを添付すること。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務実績 (様式7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績について記載する。実績については、平成19年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する件数は最大2件とする。 ・ 1件につきA4判1枚以内に記載する。 ・ 競争参加資格申請者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。
配置予定担当技術者の同種又は類似業務実績 (様式8-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務に従事予定の配置予定担当技術者の人数を記載する。 ・ 照査技術者は必ず記載する。 ・ 配置予定の担当技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績については、同種・類似・なしのいずれかを記載する。 ・ 配置予定の担当技術者の資格及び実務経験を記載する。 ・ 実績については、平成19年度以降に完了した業務とする。

配置予定担当技術者の経歴 (様式8-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の担当技術者について、業務経歴を記載する。 ・照査技術者は必ず記載する。 ・4(7)アに示す担当技術者を提案する場合は、要件を満たす記載となるよう留意すること。
-------------------------	---

(7) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、4(7)に掲げる資格の要件を満たす複数の候補者を記載することもできる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。

(8) 配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似の業務の実績として記載した業務について、請負(委託)業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料(例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ。)等の写しを提出すること。

(9) 参考資料を添付する場合は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等としてA4サイズにて明確に判読できるものとする。

(10) 技術提案説明会の開催

ア 技術提案説明会を開催する。開催場所、開催日時、出席者数の制限等については、有効な技術提案書等を提出した者に対して、平成29年10月27日(金)17時まで連絡する。

イ 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び日時において、提出した技術提案書に対する質問について回答を行うものとする。

ウ 回答を行う者は、原則として、業務を請け負った場合における主たる業務実施責任者とする。

(11) 申請書及び提案書等に対する審査及び評価は、福島地方環境事務所に設置する技術提案書審査委員会において行う。

(12) 審査の結果、以下に該当する場合は、競争参加資格を有する者として認めない。

ア 技術提案書の提出がない場合、必要書類が不足している場合等判断ができない場合。

イ 他の入札参加者と本業務について、相談等を行い作成されたと認められる場合等の技術提案書の記載内容が適正でない場合。

(13) 競争参加資格の審査結果は、平成29年11月6日(月)までに通知する。その際、参加資格「有」とした者に対しては、技術提案に基づく入札の可否についても併せて通知し、「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(14) 申請書及び提案書等に記載された内容については、業務完了時に履行状況の検査を行うものとする。

(15) その他

ア 申請書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書及び提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- ウ 提出された申請書及び提案書等は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書及び提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定管理技術者及び担当技術者に関して、真にやむを得ないものとして承認した場合においては、この限りではない。
- オ 申請書及び提案書等に関する問い合わせ先は、5に示す担当部局に同じ。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 平成29年11月8日（水）17時まで
 - イ 提出場所 5に示す担当部局
 - ウ 提出方法 持参すること。郵送又はFAXによるものは受け付けない。
 - エ 提出部数 1部
- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、平成29年11月9日（木）17時までに説明を求めた者に対し回答する。

9 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の評価方法

本業務の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

ア 評価値（小数点第4位以下切り捨てとする。）の算出方法

$$(\text{評価値}) = (\text{価格評価点}) + (\text{技術評価点})$$

イ 価格評価点の算出方法

$$(\text{価格評価点}) = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - (\text{入札価格}) / (\text{予定価格}))$$

価格評価点の満点は30点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

申請書及び提案書等の内容に応じ、次に示す①から④の評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。

- ① 入札参加者の技術力、予定技術者の経験及び能力、地域配慮
- ② 実施方針
- ③ 技術提案
- ④ 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下の通りとする。

$$(\text{技術評価点}) = (\text{技術評価点の満点}) \times ((\text{技術評価の得点合計}) / (\text{技術評価の配点合計}))$$

$$(\text{技術評価の得点合計}) = (\text{①に係る評価}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{④の評価に基づく履行確実性度})$$

$$(\text{技術提案評価点}) = (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点})$$

(2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とする。

評価項目	評価の着目点			配点
	判断基準			
業務の実施方針	業務理解度		業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	実施体制		下記の場合に優位に評価する。 ・配置予定担当技術者の人数、対象モニタリング項目に応じた資格者の種類及び代替要員の確保など業務を遂行する上で体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・異常時、緊急時への対応方法が具体的に示されている場合。	20
	品質管理	ISO/IEC17025の取得状況	下記の順位で評価する。 ①放射能分析、環境試料、ダイオキシン類のうち、2項目以上取得している。 ②放射能分析、環境試料、ダイオキシン類のうち、1項目取得している。 ③取得していない。	①5 ②3 ③0
		外部精度管理調査又は類似の試験等への参加状況	下記の順位で評価する。 ①過去3年以内に本業務のモニタリング調査項目における外部精度管理調査又は類似の試験等に参加している。 ②過去3年以内に本業務のモニタリング調査項目を含まない外部精度管理調査又は類似の試験等に参加している。 ③上記以外	①5 ②3 ③0
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士（部門は4(7)ア②参照） ②環境計量士（濃度関係）（4(7)ア③参照） ③環境計量士（騒音・振動関係）（4(7)ア③参照） ④上記以外の者	①5 ②3 ③1 ④0
		実務経験	技術者の実務経験の内容 下記の順位で評価する。 ①10年以上の実務経験 ②5年以上の実務経験 ③上記以外	①5 ②3 ③0

	専門技術力	業務執行技術力	平成 19 年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他	① 5 ② 3 ③ 0
	情報収集力	地域精通度	平成 24 年度以降の福島県での業務実績	下記の順位で評価する。 ①除染特別地域における業務実績がある。 ②除染特別地域を除く福島県内における業務実績がある。 ③上記以外	① 5 ② 3 ③ 0
配置予定担当技術者の経験	資格要件	実務経験	技術者の実務経験の内容	下記の順位で評価する。 ①10 年以上の実務経験 ②5 年以上の実務経験 ③上記以外	① 5 ② 3 ③ 0
	専門技術力	業務執行技術力	平成 19 年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他	① 5 ② 3 ③ 0
地域配慮	福島県内に業務拠点を有しているかの評価			下記の順位で評価する。 ①福島県内に業務拠点を有する。 ②上記以外	① 5 ② 0
	福島県内に本社又は支社を有しているかの評価			下記の順位で評価する。 ①福島県内に本社又は支社を有する。 ②上記以外	① 5 ② 0
技術提案	本業務における留意点	正確性		留意点を十分に理解し、対応策が適切な場合に優位に評価する。	2 0
		実現性		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。	1 0
合計（技術評価の配点合計）					1 1 0

注 1：複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。

注 2：上表の評価において 0 の項目があっても、競争参加資格が無効になることはない。

(3) 実施方針及び技術提案の採点基準

評価のウエイト	優	良	可
20 の場合	20	10	0
10 の場合	10	5	0

各審査委員の採点より平均値を算出し評価点とする。（端数は小数点以下第 2 位を四捨五入）

(4) 実施方針及び技術提案の履行確実性

評価にあたっては、次の方式により行うものとする。

ア 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、実施方針及び技術提案（以下「技術提案等」という。）の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案等の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、15(2)の履行確実性の評価を「A」とし、履行確実性度を 1.0 として評価するものとする。

イ 評価基準価格を下回る価格で申込みをおこなった者は、技術提案等の確実な履行

の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから15(2)①から④までの審査項目を評価した結果、合格と審査した項目数に応じて、15(2)に示す表に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

(5) 履行の確認

技術提案等に記載された内容については、業務完了時に履行状況の検査を行うものとする。

1.0 入札及び開札の日時及び場所等

日時：平成29年11月10日（金）10時30分

場所：福島県福島市栄町11-25 AXCビル5階 福島地方環境事務所 入札室

1.1 入札書の提出方法等

- (1) 入札書は、上記1.0の日時まで、原則として電子調達システム（GEPS）により提出するものとする。また、電子入札方式の参加に関する承諾願（入札心得に定める様式第2号）を7(1)に示す期限までに提出すること（持参または郵送。）。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式の参加に関する承諾願（入札心得に定める様式第3号。）を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。提出期限は7(1)に示す期限とする（持参または郵送。）。
- (2) 紙入札方式により入札書を提出する場合は、上記1.0の日時及び場所に、持参によることとする。
- (3) 紙入札方式により入札書を提出する場合、入札書は入札心得に定める様式第1号にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号。）、宛名（「支出負担行為担当官 福島地方環境事務所長 殿」と記載。）及び「平成29年度から平成32年度までの特定廃棄物埋立処分事業に係る環境モニタリング調査・検討業務の入札書在中」、「平成29年11月10日 10時30分開札」を記載して提出すること。
- (4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札参加者は、入札書の提出をもって誓約事項（入札心得の別紙）に誓約したものとする。
- (6) 入札の辞退を行う場合は、電話及びFAXで入札の辞退を申し込むとともに、すみやかに書面又は電子調達システムにより入札辞退届（押印済の入札辞退届（入札心得に定める様式第5号。））を提出すること。
- (7) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (8) 開札をした場合において予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札に移行する。再度入札については、電子調達システム（GEPS）による入札、紙入札方式による入札が混在する可能性があるため、発注者から指示する。電子入札方式の場合、状況にも応

じるが開札時間から数分後には発注者から再入札通知書を発行するので、パソコンの前で暫く待機すること。処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

- (9) 入札参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取りやめることがある。
- (10) 紙入札方式により入札書を提出する場合において、代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時まで代理委任状（入札心得に定める様式第4-1号及び4-2号。）を提出しなければならない。
- (11) 紙入札方式により入札書を提出する場合において、入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

1.2 開札（紙入札方式により入札書を提出する場合）

- (1) 開札は、入札を行う者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (2) 入札を行う者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (3) 開札時刻後は開札場に入場することはできない。
- (4) 入札を行った者又はその代理人は、開札時刻後、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

1.3 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び提案書等に虚偽の記載をした者のした入札、並びに別紙入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

1.4 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で9により決定するものとする。ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、9に示す評価値が最も高い者を落札者とする可能性がある。

(2) 9において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。詳細は発注者から指示する。

(3) 入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で応札した全ての者について、開札の後、速やかに予決令第86条の調査（低入札価格調査）を行う。

ア 調査資料の提出

(ア) 提出期限 平成29年11月17日（金）12時まで。

受付時間は、平日の9時から17時まで（持参の場合は、12時から13時を除く。）。

(イ) 提出場所 5に同じ。

(ウ) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）。

(エ) 提出部数 5部

(オ) 調査資料の提出を行わない旨の書面（様式は自由。）の提出が(ア)の期限までにあった者については、入札を無効として取り扱うものとする。

イ 調査基準価格

予定価格算出額に10分の6を乗じて得た額

1.5 調査基準価格を下回った場合の措置

(1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う本業務の履行期間の延長は行わない。

(2) 技術提案等の履行確実性の審査・評価方法

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、技術提案等の履行確実性の審査・評価方法を以下に示す。

ア 技術提案等の履行確実性の審査は、申請書、提案書等（履行確実性の審査に必要な部分に限る）及び追加資料等をもとに行い、技術提案等の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案等に係る評価点をその履行確実性に応じて付与する。

イ 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

合格と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

(3) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、予定管理技術者とは別に、以下のア、イのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調

査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての担当技術者を配置することが確認できない場合には、入札心得第6条⑫の規程により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

ア 予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。

イ 予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者。

1.6 契約書作成の可否等

要

1.7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本業務においては、入札説明会を開催しない。

(3) 入札参加者は、入札心得及び契約書（案）を熟読し、入札心得を遵守すること。

(4) 落札者は、契約内容の履行を確約しなければならない。

(5) 申請書及び提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(6) 落札者は、7(6)の資料に記載した配置予定管理技術者及び担当技術者を本業務に配置すること。

(7) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するものとする。

(8) 電子調達システム（GEPS）の操作及び障害発生時の問合せ先

全省庁共通電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス

<https://www.geps.go.jp/>

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、5に示す担当部局に連絡すること。

(9) 電子調達システム（GEPS）による入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもって行うこと。

入札心得

(目的)

第1条 福島地方環境事務所の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の入札の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、支出負担行為担当官(環境省会計事務取扱細則(平成13年環境省訓令第26号)第2条及び環境省所管会計事務取扱規則(平成13年1月6日環境省訓令第22号)第4条に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ。)にその旨を申し出なければならない。

ただし、電子調達システムによる入札参加者は、当該公告において指定した書類を同システムにおいて作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書(様式第1号)により作成し、入札者の氏名(法人にあっては、法人名)、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、電子調達システムに

よる入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した時刻までに送信するものとする。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て又は支出負担行為担当官の指示により書面により提出する場合は、様式第1号により作成し、入札書を封かんの上、入札者の氏名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

- 3 入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、支出負担行為担当官においてやむを得ないと認められたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、支出負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。
- 4 第3項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第4号）を持参させなければならない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 9 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を同項に定める期間入札代理人とすることはできない。
- 10 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（入札の辞退）

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前には、入札辞退届（様式第5号）を支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - ③ 電子調達システムには、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格及びその他の条件又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及びその他の条件を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格及びその他の条件を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- ④ 記名押印を欠く入札（電子調達システムによる場合、電子認証書を取得していない者のした入札）
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札時刻に遅れてした入札
- ⑩ 工事費内訳書の提出が義務付けられている工事において、入札時に工事費内訳書(同明細書を含む。以下「内訳書」という。)の提出を求めた入札において、内訳書を提出しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべ

き者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 予令第85条の基準（環境省所管契約事務取扱細則（平成13年1月6日環境省訓令第26号）第26条）に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

（再度入札）

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子調達システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。なお、入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合は直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子調達システムによる入札の場合は、支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約書等の提出）

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
- 4 当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書の案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づく協議を行わなければならない。

(契約保証金等)

第 11 条 削除

(異議の申立)

第 12 条 入札をした者は、入札後、この心得、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第 13 条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか、非課税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(開札)

第 14 条 開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び時刻に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

(その他の事項)

第 15 条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

別 紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が入札の無効、契約の解除その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、環境省側の求めに応じ、当社及び当社が本業務の全部若しくは一部の処理を委託し、又は請け負わせようとする者すべての役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名（ふりがなを含む。）及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合には役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

カ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第59条第2号イからヲまでのいずれかに該当する者であるとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者及び放射性物質汚染対処特措法施行規則第 59 条第 2 号イからヲまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者等」という。）を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者等であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 福島地方環境事務所長 土居 健太郎 (以下「甲」という。)は、
(以下「乙」という。)と「平成29年度から平成32年度までの特定廃棄物埋立処分事業に係る環境モニタリング調査・検討業務」(以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、別表のとおりとする。

2 別表の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額の108分の8を乗じて得た額とする。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 平成33年3月31日(水)

納入場所 福島地方環境事務所

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他人に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

2 乙は、対策地域内廃棄物の処理(収集、運搬、保管又は処分。)を第三者に委託する場合は、別記に記載の者以外に委任し、又は請け負わせてはならない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、毎年度の業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど

しているとき

- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受託者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受託者等（再受託者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するもの

であるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第15条 甲は、第12条第2項若しくは第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条第2項若しくは第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受託者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（かし担保）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

（秘密の保全）

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

（債権譲渡の禁止）

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市栄町11-25 AXCビル6階
氏 名 支出負担行為担当官
福島地方環境事務所長 土居 健太郎

乙 住 所
氏 名

附 則

受注者が入札時に提出した技術提案のうち、発注者が採用すると通知した下欄の技術提案について、履行できない状況が発生した場合は、発注者と受注者が協議する。なお、協議のうえ、受注者の責により下欄の技術提案が履行されない場合は、入札時に付与した技術評価点の見直しを行い、下記計算式に従って算出した違約金額の支払いを求めることがある。ただし、違約金額は請負代金の10%を上限とする。

$$\text{違約金額} = \text{請負代金} \times (1 - \text{見直し後の技術評価点} / \text{当初技術評価点})$$

※違約金額は1万円未満端数切り捨て

下欄：採用された技術提案

--

別記 対策地域内廃棄物等処理に係る再受託者

区 分	業 務 内 容
所在地 商号又は名称 代 表 者	

別 表

平成29年度から平成32年度までの特定廃棄物埋立処分事業に係る環境モニタリング調査・検討業務 内訳書

名 称	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計
計画・打合せ ※1					
環境モニタリング調査・検討					
環境モニタリングデータの収集・整理					
環境モニタリングデータの連続監視					
報告書の作成等					
消耗品費					
借料及び損料 ※2					
印刷製本費					
直接費					
間接費(一般管理費等含む) (諸経費)					
分析費 (諸経費対象外)					
業 務 価 格					
消 費 税 (8%)					
業 務 委 託 料					

※1：平成29年度分には、「事前現場確認」を含む。

※2：平成29年度分には、「購入」を含む。

第1項 国庫債務負担行為に係る本契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

平成29年度	円
平成30年度	円
平成31年度	円
平成32年度	円

第2項 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。